法務局における遺言書の保管等に関する法律関係手数料令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十五号

法務局における遺言書の保管等に関する法律関係手数料令

内閣は、法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）第十二条第一項及び第十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（遺言書の保管の申請等に係る手数料の額）

第一条　法務局における遺言書の保管等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

納付しなければならない者	金額
一　遺言書の保管の申請をする者	一件につき三千九百円
二　遺言書の閲覧を請求する者	一回につき千七百円
三　遺言書情報証明書の交付を請求する者	一通につき千四百円
四　遺言書保管事実証明書の交付を請求する者	一通につき八百円

（遺言書保管ファイルの記録の閲覧等に係る手数料の額）

第二条　法務局における遺言書の保管等に関する政令（令和元年政令第百七十八号。以下「令」という。）第四条第五項、第九条第五項及び第十条第七項において準用する法第十二条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

納付しなければならない者	金額
一　遺言書保管ファイルに記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧を請求する者	一回につき千四百円
二　申請書等（令第十条第一項に規定する申請書等をいう。この項の下欄において同じ。）又は撤回書等（同条第二項に規定する撤回書等をいう。同欄において同じ。）の閲覧を請求する者	一の申請に関する申請書等又は一の撤回に関する撤回書等につき千七百円

附　則

この政令は、法の施行の日（令和二年七月十日）から施行する。

法務大臣　三好　雅子

内閣総理大臣　安倍　晋三

医薬品等行政評価・監視委員会令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十六号

医薬品等行政評価・監視委員会令

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十六条の三の十二の規定に基づき、この政令を制定する。

（部会）

第一条　医薬品等行政評価・監視委員会（以下「委員会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5　部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

6　委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

（議事）

第二条　委員会の会議は、委員長が招集する。

2　委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3　委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4　前三項の規定は、部会の議事について準用する。

（庶務）

第三条　委員会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において処理する。

（委員会の運営）

第四条　この政令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。

（厚生労働省組織令の一部改正）

2　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十　医薬品等行政評価・監視委員会の庶務に関すること。

第六条第一号及び第二号中「こと」の下に「（大臣官房の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第二十六条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　医薬品等行政評価・監視委員会の庶務に関すること。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　安倍　晋三